陳　情　文　書　表

受理番号	陳　情　第　１２８　号
件　　名	受理された請願（陳情）の委員会付託について
要　　旨	請願（陳情）は，市民が議会に直接意見を伝えることができる機会であり，議会は受理された請願（陳情）を真摯に受けとめ，広く市民から意見，要望をお聞きしますと市民に開かれた議会をアピールするためにも，その趣旨を十分に理解して審議を行うことが役目であると思います。 郵送による陳情は，先例により委員会に付託せず，議会運営委員会への報告にとどめるとのことのようです。議員から見て同趣旨の陳情は全て委員会に付託しない決まりのようです。 また請願（陳情）は，直接議会事務局に届けることになっています。 しかし，新潟市は近隣市町村の合併で大きな政令指定都市になり，健康上の理由で市内の遠方から議会事務局に直接届けることには負担が大きい場合もあり，郵送も必要と思います。 よって，以下に検討されることを求めて陳情します。 記 １　郵送による陳情を認めること。 ２　定例会で不採択になった請願（陳情）でも，次の定例会に出された請願（陳情）は，同趣旨などにかかわらず，市民側から見て状況の変化も考えられることから委員会に付託して審議すること。
付託 年月日 委員会	平成 29 年３月７日　第１項，第２項　議会運営委員会
受　　理	平成 29 年２月 27 日　第７１７号